

## 昇降施設清掃業務委託仕様書

本仕様書は、箕面萱野駅東側昇降施設の清掃業務の委託において、市（以下「甲」という。）が、事業者（以下「乙」という。）に要求する業務の内容を示すものとする。

### 1. 対象施設及び施設概要

所在地 箕面市西宿1丁目  
箕面萱野駅東北側交通広場内  
清掃範囲 階段、エレベータホール、エレベータ、エスカレータ  
建物の構造 事業者の提案によるものとする。

### 2. 委託業務実施計画書の提出

乙は、委託業務の実施について、甲の認める様式により計画書を作成のうえ遅滞なく提出すること。

### 3. 研修の実施

- (1) 人権研修及び接遇研修を実施し、その報告を行うこと。
- (2) 業務毎の研修を随時実施し、技術・知識等の維持向上に努めること。
- (3) 業務開始から支障なく従事できるよう、本契約の業務範囲内に限り事前研修を受け入れる。ただし、人件費を含む研修費用については、全て乙の負担とする。

### 4. 現場主任、名札、服装等について

- (1) 乙は、従事者の中から現場主任を定め、甲に報告すること。
- (2) すべての作業従事者について、名札を着用すること。
- (3) すべての作業従事者については、市民に接することから、身だしなみについては清潔感を与えるよう十分な配慮をすること。

### 5. 業務報告

乙は、日々の業務の実施状況について、所定の日誌をもって甲に報告すること。

### 6. 引継ぎについて

乙は、委託契約が満了する際は、業務手順書、業務引継書およびその他必要な関係資料を作成し、甲または後任への引継ぎを行うこと。

### 7. 業務時間

- ①業務時間は、9時から17時の間とする。（公共交通機関のラッシュ時間帯を避けること）
- ②業務時間内は1名以上を配置すること。

## 8. 業務内容

### (1) 日常清掃

- ①階段、エレベータホール、エレベータ、エスカレータの床掃き掃除
- ②ガム等の付着物処理
- ③汚れがひどい部分の水拭き
- ④エスカレータ手摺り水拭き
- ⑤エレベータ押しボタン及びマット清掃

### (2) 定期清掃

- ①床を表面洗浄（年4回）
- ②天井及び壁面を塵取りする。（年2回）
- ③エレベータ壁面、扉の水拭き（年2回）
- ④エスカレータ側面の水拭き（年2回）

## 9. その他

- ①清掃用具は、乙の負担とする。
- ②巡回警備を定期的（1日2回程度）に実施すること。
- ③ごみの処分については、乙の負担において適切に産業廃棄物として、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）を遵守し処分すること。
- ④本仕様書に定めていない場合は、国土交通省のホームページで公開されている「建築保全業務共通仕様書（最新版）」に基づいて作業を実施すること。